ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百四十条第二項の合併認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

第百十一条第二項第一号を次のように改める。

一　新たに役員に就任した者があった場合　次に掲げる書類

イ　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二号により作成した届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

第百十一条の四第二項第一号を次のように改める。

一　新たに役員に就任した者があった場合　次に掲げる書類

イ　履歴書

ロ　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二号に準じて作成した届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

第百十五条第二項第二号を次のように改める。

二　国内における事務所に駐在する役員及び国内における代表者に関する次に掲げる書類

イ　履歴書

ロ　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百五十五条の二第一項の認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別紙様式第二号(1)注意事項に次のように加える。

4　婚姻により氏名を改めた者にあっては、婚姻前の氏名を「氏名」の欄に（　）書きで記載すること。

（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の四十第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第十一条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号を次のように改める。

一　個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第九条の規定による届出書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ　代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて第九条の規定による届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第十二条第一項第四号を次のように改める。

四　代表者又は管理人に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　新たに代表者又は管理人になった者に係る前条第二号イ及びロに掲げる書類

ロ　新たに代表者又は管理人になった者の婚姻前の氏名を当該新たに代表者又は管理人になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（前条第二号ロに掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第十六条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「取締役等」を「役員」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて第十四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十条第一項第四号を次のように改める。

四　役員に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　新たに役員になった者に係る第十六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ　新たに役員になった者の婚姻前の氏名を当該新たに役員になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第十六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ　別紙様式第四号により作成した法第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

第二十条第一項第五号中「第十六条第八号から第十二号まで」を「第十六条第九号から第十三号まで」に改める。

第三十五条第一号中「利用者」を「保有者」に改め、同条第三号ハ中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改め、同条第五号中「元本補てん」を「元本補塡」に改め、同号ハ(3)中「補てん」を「補塡」に改め、同条第七号中「元本補てん」を「元本補塡」に改める。

第五十一条中「並びに第十一条各号に掲げる書類及び業務の承継の事実を証する次に掲げる書面」を「及び次に掲げる書類」に改め、同条各号を次のように改める。

一　第十一条各号（第一号ロ及び第二号ハを除く。）に掲げる書類

二　当該届出をしようとする者が個人であって、当該個人の婚姻前の氏名を当該個人の氏名に併せて当該届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類（第十一条第一号イに掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面